

## 維 持 管 理 表

(令和6年度)

分 類	種 類 / 年 月 日	R6年・4	R6年・5	R6年・6	R6年・7	R6年・8	R6年・9	R6年・10	R6年・11	R6年・12	R7年・1	R7年・2	R7年・3	
埋め立てた 産業廃棄物 (種類・数量)	1 廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	8.90	12.32	23.82		
	2 ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3 安定型混合	0	0	0	0	0	0	0	0	11.47	0.68	1.61		
	4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	7.51	9.31	5.0	5.22	0	0	0	0	5.56	7.47	5.58		
	5 がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
点 検 と 措 置	擁 壁	損 壊 の お そ れ		異 常 な し										
埋 立 残 余 容 量	残 余 容 量 の 測 定		令和6年2月現在 20,854.37m <sup>3</sup>											
展 開 検 査	実 施 回 数		20	25	17	17	53	24	18	119	80	76	83	
	安 定 型 物 以 外 の 付 着 ・ 混 入 年 月 日		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 質 検 査 に 係 る 浸 透 水 を 採 取 し た 年 月 日		R6・4・23	R6・5・28	R6・6・24	R6・7・24	R6・8・29	R6・9・26	R6・10・24	R6・12・3	R6・12・26	R7・1・21	R7・2・25		
水 質 検 査 の 結 果 の 得 ら れ た 年 月 日		R6・5・2	R6・6・5	R6・7・3	R6・8・1	R6・9・5	R6・10・4	R6・11・1	R6・12・12	R7・1・15	R7・1・29	R7・3・5		
水 質 検 査 の 結 果 ( B O D ) mg/L		2.5	1.2	1.1	1.2	4.6	1.2	1.6	1.4	1.1	1.6	1.2		

## 浸透水に関する規制値・測定頻度

項 目	基 準 値	測 定 頻 度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
BOD	BOD:20mg/L以下	埋立開始後 1 回/月以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（浸透水）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、( )内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

地下水質に関する規制値・測定頻度

項 目	基 準 値	測 定 頻 度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始前 1 回 埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水・上流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.002	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.003	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、( )内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水下流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、( )内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。